

環境教育実践Ⅱ

COP10 の意義・生物多様性と環境

日時：平成21年10月3日（土） 10:00～15:00

講師：香坂 玲（COP10 支援実行委員会アドバイザー）

概況



【COP10 とは】

条約を批准した国々が集まる会議のこと。ここでは、生物多様性条約締約国会議を指して使うが、一般には、条約ごとに締約国会議(COP)が設置され、後ろに回数を付け「COP10(=第10回締約国会議)」などと呼ばれる。

【生物多様性とは】

生物の進化の結果として、「多様な生物とそれらが構成する生物多様性(種、遺伝子、生態系)」が、さまざまな地域や大陸などの空間的な広がりの中に存在しているだけにとどまらず、長い年月をかけた生命の進化や絶滅という時間軸上の変化を含んだ概念となっている。

【生物多様性から得られる4つのサービス】

- ・サポートとは、生態系サービスの土台を築くもので、そもそも人間社会を含む生物種や生息域が存在するための地球環境を形成し、維持するもの。
- ・緩和作用とは、汚染や気候の変動、害虫の発生などの急激な変化を緩和し、人間社会に対する影響が緩和される効果を指している。
- ・供給作用とは、人間社会が生態系に依存して衣食住を得ていることを指したもの。医薬品や食料加工品などを生み出す際に、生物の働きや遺伝子資源を利用してきて

いる。

・文化的効用とは、生態系がもたらす伝統、文化や精神面での生活の豊かさを指す。観光や文学、音楽にとって、地域性やその多様性が大きな役割を果たしている。

【生物多様性条約の目的】

- ・多様な生物をその生息環境とともに保全する。
- ・生物資源を持続可能であるように利用する。
- ・遺伝子資源の利用から生ずる利益を公平かつ衡平に配分する。

三番目の「公平かつ衡平」とあるのは、えこひいきせず、かつバランスよく配分するという意味である。保全、持続可能な利用、利益の配分に関連して、保全を比較的優先する先進国側と持続可能な利用と自国資源の主権などを掲げる発展途上国側の主張が対立している。

【模擬 COP10 議論をやってみよう】

・バイオ燃料についての決議文書の原案について、各グループ(ブラジル政府代表、ドイツ政府代表、(先進国の)科学者のグループ、国際環境保全団体)の立場になって議論する。

・決議原案「締約国は、バイオ燃料の生産による生物多様性への影響について、予防原則に基づいて行動規範の策定にあたる。」に、それぞれのグループが自分の立場から文案の修正、挿入、削除等の意見を主張し戦わせて、最終的に協議の上、決定される過程を実際の会議にまねて行い、決議案の調整の難しさが理解できた。